

## 食品廃棄物等の発生の抑制の目標等の設定について

## 1. 発生抑制の目標設定の前倒しについて

発生抑制の目標設定については、平成20年度分の定期報告が提出される平成21年度に定期報告の結果等を分析し、必要に応じて関係事業者のヒアリング等を行い、業種・業態の事業区分、原単位(の分母)、目標値及び目標年度の設定を行いたいと考えている。

こうした目標値等の設定については、十分なデータに基づき合理的に行うことが必要であるが、定期報告の結果が最も有力なデータとなると考えられることから、上記のタイミングにおいて、食品関連事業者の判断基準として定めるべき目標値等を設定することが妥当と考えている。

しかしながら、平成20年度及び21年度においても発生抑制の取組を促すことが必要であるから、以下のような先行的な事業等を実施することを検討する。

## (1) 公募方式による食品関連事業者の発生抑制の取組を促進するモデル事業

発生抑制に意欲的な食品関連事業者を業種ごとに募集し、選定した食品関連事業者とともに、原料の調達、加工、販売等の各段階における発生抑制の取組内容とその効果を検証し、改善策の立案を行うとともに、効果のある優れた取組について情報発信する。

## (2) 発生原単位データの蓄積等

平成19年度から構築に着手する食品廃棄物等の組成・成分や発生原単位等に関するデータベースにおいて、発生原単位データを蓄積するほか、研究費(競争的資金)を活用し、事業区分、原単位の分母の選定等に関するアカデミックな観点からの研究を促進する。

## 2. 発生抑制の目標を原単位で設定する事例等について

## (1) 食品関連事業者の取組事例(環境報告書の記載内容をもとに整理)

食品製造業A社では、1999年に、2006年度までの目標として、自社6工場において、生産物余剰量の3%(生産物対比)以上削減するという目標を設定し、04年度に目標達成。

食品製造業B社では、2006年度～08年度の目標として、廃棄物量原単位2%削減(05年度生産金額比)という目標を設定。

食品製造業C社では、CO<sub>2</sub>排出量原単位(対売上高)、排水量原単位(対生産高)

の目標を設定。

## (2) 容器包装の使用原単位

容器包装リサイクル法では、指定される小売業に属する事業を行う者(指定容器包装利用事業者)は、容器包装の使用原単位の低減に関する目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行うこととしている。

容器包装使用原単位は、容器包装を用いる量を、売上高、店舗面積その他の当該容器包装を用いる量と密接な関係を持つ値で除して得た値である。

## (3) 資源有効利用促進法の特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等に関する目標

資源有効利用促進法において、特定省資源業種(パルプ製造業・紙製造業、無機・有機化学工業製品製造業、製鉄・製鋼業、銅製錬・精製業、自動車製造業)は、5年に1度、副産物の発生抑制等に関する計画を策定し、主務大臣に提出することとされている。

副産物の発生抑制等に関する計画においては、製品の生産量に対する副産物の発生量の比率の目標値及び過去4年間の実績値を記載することとされている。

## (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)のエネルギー消費原単位

省エネ法では、工場又は事業場におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断基準及び輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する荷主の判断基準において、3～5年の中長期的な視点で、エネルギー消費原単位を年平均1%以上低減させることを目標としている。

事業者のエネルギー消費原単位は、製造業、鉱業、電気・ガス・熱供給業にあっては生産のために要したエネルギーの使用量を生産数量で除して得た値であり、その他の業種にあっては業務のために要したエネルギーの使用量を建物延床面積その他の当該業務に供した施設の規模等エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除して得た値である。

貨物の輸送に係るエネルギー消費原単位は、貨物の輸送に係るエネルギーの使用量を、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の輸送量(これに相当する金額を含む。)その他の貨物の輸送に係るエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値で除して得た値である。